

【 画像診断 】

148 CT撮影時にイオトロクス酸を用いて造影した場合の造影剤使用加算（CT）の算定について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

CT撮影時にイオトロクス酸（ビリスコピン点滴静注 50）を用いて造影した場合の造影剤使用加算（CT）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

イオトロクス酸（ビリスコピン点滴静注 50）の添付文書の効能・効果は「胆のう・胆管撮影」であり、CT撮影における造影の適応はない。

しかしながら、当該医薬品を使用した造影CTは、当該医薬品を点滴注射等により静脈に注入して胆のう・胆管を造影撮影することから、他の造影剤と同様、造影剤使用加算（CT）の要件を満たすものと考えられる。

このため、CT撮影時に当該医薬品を用いて造影した場合の造影剤使用加算（CT）の算定は、原則として認められると判断した。